

改正後	改正前
<p>フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 適用範囲 この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定に基づき行うフローリングの格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p>2 格付の表示の様式 格付の表示の様式は図1とし、次のa)からe)のとおりとする。 (図略)</p> <p>図1－格付の表示の様式</p> <p>a) 円の外径は、<u>25 mm</u>以上としなければならない。 b) 円の縁の幅は、<u>円の外径の1/20</u>としなければならない。 c) JASの文字の高さは、<u>円の外径の3/10</u>としなければならない。 d) 認証機関名の文字の高さは、<u>円の外径の1/5</u>としなければならない。 e) 認証機関名は、<u>略称</u>を記載することができる。</p> <p>3 格付の表示の方法 各枚又は各こりごとに、<u>材面の見やすい箇所に付さなければならない。</u></p>	<p>フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>(新設)</p> <p>1 様式 (新設)</p> <div data-bbox="1187 622 1456 893" data-label="Image"> </div> <p>認 証 機 関 名</p> <p>ア 円の外径は、<u>25mm</u>以上とする。 イ 円の縁の幅は、<u>円の外径の1/20</u>とする。 ウ JASの文字の高さは、<u>円の外径の3/10</u>とする。 エ その他の文字の高さは、<u>円の外径の1/5</u>とする。 オ 認証機関名は、<u>略称</u>を記載することができる。</p> <p>2 表示の方法 各枚又は各こりごとに、<u>材面の見やすい箇所に付すること。</u></p>